

令和6年度 千葉地方最低賃金審議会

資料No3

千葉県最低賃金審議日程(案)

会議名称	開催月日	開催時間	備考
第1回目 公益委員会議	7月4日(木)	午後1時30分	
第1回目 本審議会 (県最賃改正諮問)		午後2時30分	
第1回目 運営小委員会		本審終了後	
第2回目 本審議会 (中賃目安伝達) (特定最賃必要性諮問)	7月29日(月)	午後1時30分	
第1回目 県最賃専門部会		本審終了後	
第1回目 特別小委員会	8月1日(木)	午後1時30分	特定最賃の必要性有無の検討
第2回目 県最賃専門部会		午後2時30分	
第3回目 県最賃専門部会	8月2日(金)	午後2時00分	
第4回目 県最賃専門部会	8月5日(月)	午後1時15分	
第3回目 本審議会 (県最賃答申)		午後3時30分	
第5回目 県最賃専門部会(予備日)	8月7日(水)	午後1時15分	
第4回目 本審議会(予備日) (県最賃答申)		午後3時30分	
第2回目 特別小委員会	8月21日(水)	午前9時30分	特定最賃の必要性有無の検討
第5回目 本審議会 (県最賃異議申出諮問、答申)		午前11時00分	
第2回目 公益委員会議		本審終了後	
第6回目 本審議会(予備日) (県最賃異議申出諮問、答申)	8月23日(金)	午前11時00分	
第3回目 公益委員会議(予備日)		本審終了後	

指定発効日 10月1日(火) 8月5日までに答申が出た場合

法定発効日 10月3日(木) 8月7日までに答申が出た場合

令和6年度 千葉地方最低賃金審議会
千葉県特定最低賃金審議日程(案/決定(新設)を含む)

会議名称		開催月日	開催時間	備考
第1回 特定 最賃 専門 部会	精密機械器具製造業関係	9月24日(火)	午前10時00分	
	一般機械器具製造業関係	9月24日(火)	午後2時00分	
	自動車(新車)小売業	9月25日(水)	午前10時00分	
	調味料製造業	9月25日(水)	午後2時00分	
	各種食料品小売業	10月1日(火)	午前10時00分	決定(新設)
	ホームセンター	10月1日(火)	午後2時00分	決定(新設)
	ドラッグストア	10月3日(木)	午前10時00分	決定(新設)
	百貨店・総合スーパー	10月3日(木)	午後2時00分	決定(新設)
	各種商品小売業	10月4日(金)	午後2時00分	
	電気機械器具製造業関係	10月7日(月)	午後2時00分	
鉄鋼業	10月9日(水)	午後2時00分		
第2回 特定 最賃 専門 部会	精密機械器具製造業関係	9月30日(月)	午前10時00分	
	一般機械器具製造業関係	9月30日(月)	午後2時00分	
	自動車(新車)小売業	10月2日(水)	午前10時00分	
	調味料製造業	10月2日(水)	午後2時00分	
	各種食料品小売業	10月4日(金)	午前10時00分	決定(新設)
	ホームセンター	10月8日(火)	午前10時00分	決定(新設)
	百貨店・総合スーパー	10月8日(火)	午後2時00分	決定(新設)
	ドラッグストア	10月9日(水)	午前10時00分	決定(新設)
	各種商品小売業	10月11日(金)	午前10時00分	
電気機械器具製造業関係	10月11日(金)	午後2時00分		
鉄鋼業	10月15日(火)	午後2時00分		
最賃 特 定 専 門 部 会	(予備日) 3日目の審議を要することとなった場合に開催	10月17日(木)	午後2時00分	
第7回目 本審議会		10月18日(金)	午後3時00分	専門部会で全会一致でない場合に開催
第8回目 本審議会(予備日) 12/25発効の場合、締切は10/25となる		10月21日(月)	午後3時00分	
第9回目 本審議会		11月8日(金)	午前10時30分	異議の申し出があった場合に開催
第10回目 本審議会		令和7年3月6日(木)	午前10時00分	特賃専門部会の解散 次年度の運営について

指定発効日 12月25日(水)